

# Japan tax alert

EY税理士法人

## 中国、移転価格調整の支払い手続きに関するガイダンスを公表

### EYグローバル・タックス・アラート・ライブラリー

EYグローバル・タックス・アラートは、オンライン/pdfで以下のサイトから入手可能です。

[www.ey.com/en\\_gl/tax-alerts](http://www.ey.com/en_gl/tax-alerts)

2020年8月に「経常項目の外貨業務ガイドライン(2020版)」(匯発[2020]14号)(14号通達)を公布した後、中国の国家外貨管理局(SAFE)は、移転価格(TP)調整に関する海外への支払いを含む特定のシナリオに関して、銀行が従うべき支払い申請に対する審査と処理の原則および手続きに関するガイダンスを最近公表しました。SAFEはまた、サービス貿易に係る外貨の受払いに関する様々な管理に関する事項についても明らかにしました。

ガイダンスでは、商業取引の真実性と法的コンプライアンスを審査し、かつ外貨の受取または支払の申請内容がその根拠となる取引と一致し、それを反映していることを銀行は確認しなければならないと明確にしています。SAFEは、以下の3種類の調整について必要となる書類についても明示しています。

- ▶ TP調整の場合、税務当局または税関当局からの書面、利益調整に係る契約書、インボイスおよびその他の関連文書などのサポートドキュメントを銀行に提出する必要があります。外貨の受払いは、元の商業取引と同じ貿易方式(貨物貿易またはサービス貿易)で処理されます。
- ▶ コストシェアリング調整の場合、銀行は上記と同じ原則に従い、販売契約書、財務諸表、インボイス、その他の関連文書を含むサポートドキュメントを確認する必要があります。
- ▶ その他の利益調整の場合、銀行は14号通達に規定される原則に従って、外貨の受払いの申請に対する審査を行い、処理しなければなりません。

## 今後の影響

SAFEの今回のガイダンスは、TP調整を含む国境を越えた取引の柔軟性が高まる良い兆候とも思われます。しかし、必要な書類に関する具体的な要求の内容は各地のSAFEや銀行に任されているため、実務的な不確実性は依然として存在します。例えば、税務当局からの書面がない場合に、納税者とその関連者が自ら行うTP調整（すなわち、TPの自主調整）に係る支払いを各地のSAFEや銀行が許可するかどうかは明らかではありません。さらに、売買取引に関連するTP調整の場合には関税と輸入VATへの影響も考慮する必要があります。

本アラートの詳細は、2021年4月14日付EY Global Tax Alert 「[China clarifies procedures for processing payments for transfer pricing adjustments](#)」（英語のみ）をご覧ください。

本アラートに関するお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。

### EY税理士法人

大久保 恵美子 アソシエイトパートナー [emiko.okubo@jp.ey.com](mailto:emiko.okubo@jp.ey.com)

### EY中国

坂出 加奈 パートナー [kana.sakaide@cn.ey.com](mailto:kana.sakaide@cn.ey.com)

### メールマガジンのお知らせと登録方法

弊法人では、上記ニュースレター、専門雑誌への寄稿記事及び海外の税制動向を定期的にメールマガジンにて配信しております。

メールマガジン配信サービスのお申し込みをご希望される方は、以下をご参照ください。

1. <https://www.eyjapan.jp/connect-with-us/mail-magazine/index.html>を開きます。

2. 「メールマガジンの新規登録について」に従い、メールマガジン登録ページよりご登録ください。

\* なお、本メールマガジン登録に際しては、「個人情報の取扱い」についてご同意いただく必要がござります。



@EY\_Japan

最新の税務情報を配信しています。

本ニュースレターに関するご質問・ご意見等がございましたら、弊社の担当者又は下記宛先までお問い合わせください。

### EY税理士法人

ブランド、マーケティング アンド コミュニケーション部  
[tax.marketing@jp.ey.com](mailto:tax.marketing@jp.ey.com)

## EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world（より良い社会の構築を目指して）」をパーソナリティとしています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://ey.com)をご覧ください。

### EY税理士法人について

EY税理士法人は、EYメンバーファームです。税務コンプライアンス、クロスボーダー取引、M&A、組織再編や移転価格などにおける豊富な実績を持つ税務の専門家集団です。グローバルネットワークを駆使して、各国税務機関や規則改正の最新動向を把握し、変化する企業のビジネスニーズに合わせて税務の最適化と税務リスクの低減を支援することで、より良い社会の構築に貢献します。詳しくは、[ey.com/ja\\_jp/people/ey-tax](https://ey.com/ja_jp/people/ey-tax)をご覧ください。

©2021 Ernst & Young Tax Co. All Rights Reserved.

ED None

Japan Tax SCORE 20210422

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY税理士法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

[ey.com/ja\\_jp](https://ey.com/ja_jp)